

セントビンセントの入国規制措置（9月18日更新）

セントビンセント政府は、9月18日以降の入国規制措置を以下のとおり更新しました。

空路及び海路からの渡航者は、渡航前の新型コロナウイルス検査陰性書の提示、または検疫手配を証明する必要がなくなり、新型コロナウイルスに関連する渡航制限はすべて解除された。

【新型コロナウイルスに関する参考情報】

セントビンセント政府ホームページ（入国規制情報）

<http://health.gov.vc/health/index.php/covid-19-protocols-documents>

保健省ホームページ

<http://health.gov.vc/health/index.php>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868）628-5991 または 628-5992

住所：5 Hayes Street、St. Clair、Port of Spain、Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。